

みんなの尼崎大学支援業務委託仕様書

1 委託業務名

みんなの尼崎大学支援業務

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 業務趣旨

全国的に人口減少とともに少子化・高齢化が進み、本市においても地域の課題はより多様化し、複雑化すると考えられる。そこで、「課題解決『先進』都市」を目指す本市では、「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定するとともに、「ひと咲き まち咲き あまがさき」をまちづくりのキャッチフレーズとし、このまちに関わる人たちが学び合い、生き生きと活動できるようなまちづくりを進めている。

その中で、「みんなの尼崎大学」は、地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、プラットフォームとなり、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を地域や活動に活かすことのできる環境づくりに取り組んでいる。

本業務は、その取組のさらなる推進のために、「みんなの尼崎大学」支援を目的とするものである。

4 委託業務内容

業務受託者は、次に掲げる業務を担うこととし、委託契約時に市と事業者双方の協議により確定する。業務内容に留意し、最低限、必須条件を満たしたうえで、事業趣旨に基づき、市民が楽しみながら「みんなの尼崎大学」に関わることができるような、よりよい提案をすること。（この仕様書における「市民」とは、市外在住者で尼崎に関心を持ち活動する人を含む。）

なお、本委託業務は、事業者と市が協働の観点を持ち事業に取り組むことで、市職員の育成を図ることをねらいの一つとする。また、企画段階からできるだけ多くの人を巻き込み、事業の実施を通じて「みんなの尼崎大学」の関係者やまちづくりの担い手を拡大していくよう心がけること。

新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、オンラインを用いた業務実施への代替も検討することとする。

(1) みんなの尼崎大学オープンキャンパスの企画・運営（学びの場や活動の発掘、紹介）

官民に関わらず、尼崎の学びの場や活動の場を訪問し、その成り立ちや現在の取組を紹介するとともに、その場や活動の実践者と参加者がディスカッションする機会をつくる。

【必須条件】

○時期、回数、会場等

契約期間中に概ね5回開催すること。各回の日程、実施内容についてはその都度協議する。（会場使用料、周知経費及び手話通訳派遣、保険料等は委託料に含む。）

○運営・進行

受託者において司会進行をすること。もしくは、市職員が司会進行をするにあたって、参加者の議論が円滑に進むよう、また、課題や悩みを解決する方向に議論が進むようサポートをすること。

○報告・とりまとめ

毎回、次回開催までに意見等を集約した報告書をウェブサイト (<https://www.amanokuni.jp/ucma/>) に掲載できる形式（10枚程度の写真、2,000字程度）で作成すること（ウェブサイトへの投稿は市が行う）。

(2) みんなの尼崎大学相談室の企画・運営

官民に関わらず、尼崎で学びや活動に関わる人やまちに関心のある人が集い、それぞれが抱える課題や強み、また今後の企画等を共有し、解決や実現に向けて話し合うことで、参加者同士の連携や、課題の解決に向けて市民等が協力して主体的に行動するきっかけづくりを行う。

【必須条件】

○時期、回数、会場等

契約期間中に（1）の業務開催月と重ならないよう概ね年間6回開催すること。あまがさき・ひと咲きプラザ アマブラリ1階「みんなの尼崎大学秘密基地」等にて、昼と夜に1時間半程度（午後9時完全撤収）、参加者同士が交流できる時間を設ける。また、午前11時から正午、午後6時～午後7時の間相談を受けるものを常駐させること（相談件数年18件程度）。（周知経費及び手話通訳派遣、保険料等は委託料に含む。）

○テーマ・内容

まちづくりや市民活動に関する相談、情報提供、アイデア会議。

○運営・進行

受託者において司会進行をすること。もしくは、市職員が司会進行をするにあたって、参加者の議論が円滑に進むよう、また、課題や悩みを解決する方向に議論が進むようサポートをすること。

○報告・とりまとめ

毎回、翌月開催までに意見等を要約した報告書をウェブサイト (<https://www.amanokuni.jp/ucma/>) に掲載できる形式（5枚程度の写真、1,000字程度）で作成すること（ウェブサイトへの投稿は市が行う）。

(3) みんなの尼崎大学事業のプロモーション

みんなの尼崎大学事業をより効果的・持続的に進めるため、イベントや仕組み等各種プロモーションの企画提案、デザイン等を行う。

(ア)市役所内へ向けたプロモーションの実施

【必須条件】

自治のまちづくりへ向けた本事業の趣旨や目的を職員へ改めて周知し、当事者意識や一体感を醸成するための効果的なプロモーションの提案、企画、運営、記録を行う。

イベント等になる場合は日程、実施場所等の詳細については別途協議する。また、報告・とりまとめについては本支援業務内、他の業務に準じる（会場使用料、周知経費及び手話通訳派遣、保険料等は委託料に含む。）

(イ)市民へ向けたプロモーションの実施

【必須条件】

自治のまちづくりへ向けた本事業の趣旨や目的に共感する人を増やしていくための効果的なプロモーションの提案、企画、広報、運営、記録を行う。

イベント等になる場合は日程、実施場所等の詳細については別途協議する。また、報告・とりまとめについては本支援業務内、他の業務に準じる（会場使用料、周知経費及び手話通訳派遣、保険料等は委託料に含む。）

(4)みんなの尼崎大学「大学案内」の更新

みんなの尼崎大学事業の趣旨や目的、取組概要及び生涯、学習！の精神を広く市民に周知する冊子。今回、2018年に作成した小冊子の大幅リニューアル・印刷を行う。特に下記の点を重視し、冊子のコンセプトや構成概要を提案する。

1. 「尼崎市自治のまちづくり基本条例」の基本理念（第3条）に掲げる「まちづくりに関する情報を共有すること」「まちづくりについて、知り、学び、及び関心を持つことにより、シチズンシップを高め、積極的にまちづくりに参画すること」という趣旨が、このみんなの尼崎大学「大学案内」においても、市民の方に伝わるように伝えていくこと。
2. 本市が掲げる「生涯、学習！」の理念※が、このみんなの尼崎大学「大学案内」においても伝わるように、工夫を施すこと。また、この理念を表すキャッチコピーや内容は、市民の方や外部会議体（生涯学習審議会等）とともに考える過程を設けて制作していくこと。なお、生涯、学習！の拠点の一つである生涯学習プラザにてポスターなどで掲示していくことも想定している。
3. 「本市に関わる人全てが尼大生」と伝えていくこと。
4. 学びと活動の循環を重視した事業展開を行う「生涯学習プラザ」での取組にも触れること。

※本市が掲げる「生涯、学習！」の理念とは

個人的趣味や同じ嗜好者同士のサロンの雰囲気や漂う「生涯学習」でなく、体験や学びが自己の成長や生きがい、さらにはまちの課題解決にもつながっていくという「尼崎市自治のまちづくり条例」に掲げるシチズンシップを育む意気込みを「生涯、学習！」と表現したもの。

【必須条件】

○取材、記事編集

趣旨に沿った活動や、目指している取組等の取材・記事編集等を行うこと。ただし、取材対象については、事前に市と協議すること。（掲載内容イメージは別紙参照）

○仕様

A4サイズ、16ページ、4色刷りを基本とする。なお、同程度の企画において仕様を創意工夫することも可とする。発行部数は10,000部程度とする。（冊子の印刷経費は委託料を含む）。発行時期は、2023年度末を予定している。

○効果的に周知するため、冊子の配布先、配布方法等の提案をすること。

(5)市が実施するイベントなどに関する相談業務

市が実施しようとする自治のまちづくりへ向けたイベントなど（アマガサキトゥザフューチャー2、他地区プラットフォーム、尼崎大学秘密基地活用、地域とともにある職員づくり等）について、他都市事例等を踏まえた専門的な観点からアドバイス支援を行う。

※アマガサキトゥザフューチャー2については、みんなの尼崎大学WEBサイト参照

[\(https://www.amanokuni.jp/ucma/attf/\)](https://www.amanokuni.jp/ucma/attf/)

5 成果物

全体を通して次年度以降の課題や要望をまとめた報告書を提出すること。

6 業務責任者

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名を尼崎市に報告すること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

7 業務実施における連絡・協議

業務に際しては、契約締結以降、進め方や資料確認など適宜、十分な打合せ協議を行いながら進めていくものとする。

8 業務完了届

業務受託者は、委託期間内に、業務完了報告書を尼崎市に提出し、業務完了の確認を得なければならない。また、上半期業務完了後、請求を行う際に中間報告書を提出すること。

9 支払条件

年2回に分割して支払い。上半期業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に半額、全業務終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に残りの半額を支払う。

10 契約保証金

契約締結時に尼崎市契約規則に基づき、所定の手続きを行う。

11 留意事項

(1) 守秘義務

業務受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

業務受託者は、本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託の契約期間終了後においても同様とする。

(3) 損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(4) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

(5) 著作権の取扱い

本業務委託の実施により発生した著作権については、原則、尼崎市に帰属させるものとする。

(6) 成果品の帰属

本業務において作成した成果品等は尼崎市に帰属するものとする。本業務受託者は尼崎市の許可なく使用してはならない。

12 その他

この仕様に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上で決定する。

以上